

都留市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

都留市長 堀内 富久

## 都留市条例第2号

### 都留市手数料条例の一部を改正する条例

都留市手数料条例(平成12年都留市条例第23号)の一部を次のように改正する。

#### 別表第1中

「

5 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。以下同じ。)をもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	450円	1通をもって1件とする。
6 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	750円	1通をもって1件とする。
7 戸籍に記載した事項に関する証明	350円	1通をもって1件とする。
8 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	450円	1通をもって1件とする。
9 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	350円	1通をもって1件とする。
10 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1,400円	1通をもって1件とする。
11 戸籍の届書その他市長の受理した書類の閲覧	350円	1冊1回をもって1件とする。
12 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	3,400円	1通をもって1件とする。
13 動物の飼養又は収容の許可	8,000円	1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数

		件の申請が行われる場合にあっては当該数件とする。
14 犬の登録	3,000 円	1 頭につき 1 件とする。
15 犬の鑑札の再交付	1,600 円	1 頭につき 1 件とする。
16 狂犬病予防注射済票の交付	550 円	1 頭につき 1 件とする。
17 狂犬病予防注射済票の再交付	340 円	1 頭につき 1 件とする。
18 租税公課に関する証明	300 円	1 人 1 年度につき 1 件とする。 土地は 3 筆まで、家屋は 3 棟までをもって 1 件とし、1 筆又は 1 棟を増すごとに 50 円加算する。
19 土地建物に関する証明	300 円	1 人 1 年度につき 1 件とする。 土地は 3 筆まで、家屋は 3 棟までをもって 1 件とし、1 筆又は 1 棟を増すごとに 50 円加算する。
20 地縁による団体の許可に関する証明	300 円	1 通をもって 1 件とする。
21 認可地縁団体印鑑登録に関する証明	300 円	1 枚をもって 1 件とする。
22 住民票に記載された事項の証明	300 円	1 通をもって 1 件とする。
23 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	300 円(民間事業者が設置する証明書の自動交付機能を有する機器により住民票の写しの交付を受ける場合は、200 円)	1 通をもって 1 件とする。
24 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく公簿の閲覧	300 円	1 世帯 1 回をもって 1 件とする。
	1000 円	多量の場合は、1 人 1 時間をもって 1 件とし、1 時間を超え

		るごとに1,000円を加算する。
25 身分に関する証明	300円	1枚をもって1件とする。
26 印鑑に関する証明	300円(民間事業者が設置する証明書の自動交付機能を有する機器により交付を受ける場合は、200円)	1枚をもって1件とする。
27 埋火葬許可書等の写しの交付	300円	1枚をもって1件とする。
28 公簿又は図面の写しの交付	300円	1枚をもって1件とする。
29 公簿又は図面の閲覧	300円	1冊1回又は1枚1回をもって1件とする。
30 地籍図座標値一覧表の写しの交付	300円	1枚をもって1件とする。
31 行政不服審査法第38条第1項の規定(他の法令の規定において準用する場合を含む。)による写しの交付	10円	用紙(日本産業規格A列3番以下に限る。)にモノクロで複写し、又は出力したものの1枚をもって1件とする。 ただし、両面に複写し、又は出力したものについては、片面ごとに1枚とする。
	20円	用紙(日本産業規格A列3番以下に限る。)にカラーで複写し、又は出力したものの1枚をもって1件とする。 ただし、両面に複写し、又は出力したものについては、片面ごとに1枚とする。
32 その他の証明	300円	

を

「

」

<p>5 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付</p>	<p>450 円</p>	<p>1 通をもって 1 件とする。</p>
<p>6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び 8 の項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>400 円</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件をもって 1 件とする。</p>
<p>7 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>750 円</p>	<p>1 通をもって 1 件とする。</p>
<p>8 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の</p>	<p>700 円</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件をもって 1 件とする。</p>

請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
9 戸籍に記載した事項に関する証明	350 円	1 通をもって 1 件とする。
10 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	450 円	1 通をもって 1 件とする。
11 戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	350 円	1 通をもって 1 件とする。
12 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1,400 円	1 通をもって 1 件とする。
13 戸籍法第 48 条第 2 項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	350 円	1 冊 1 回をもって 1 件とする。
14 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	3,400 円	1 通をもって 1 件とする。
15 動物の飼養又は収容の許可	8,000 円	1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては当該数件とする。
16 犬の登録	3,000 円	1 頭につき 1 件とする。
17 犬の鑑札の再交付	1,600 円	1 頭につき 1 件とする。
18 狂犬病予防注射済票の交付	550 円	1 頭につき 1 件とする。

19	狂犬病予防注射済票の再交付	340 円	1 頭につき 1 件とする。
20	租税公課に関する証明	300 円	1 人 1 年度につき 1 件とする。 土地は 3 筆まで、家屋は 3 棟までをもって 1 件とし、1 筆又は 1 棟を増すごとに 50 円加算する。
21	土地建物に関する証明	300 円	1 人 1 年度につき 1 件とする。 土地は 3 筆まで、家屋は 3 棟までをもって 1 件とし、1 筆又は 1 棟を増すごとに 50 円加算する。
22	地縁による団体の許可に関する証明	300 円	1 通をもって 1 件とする。
23	認可地縁団体印鑑登録に関する証明	300 円	1 枚をもって 1 件とする。
24	住民票に記載された事項の証明	300 円	1 通をもって 1 件とする。
25	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	300 円(民間事業者が設置する証明書の自動交付機能を有する機器により住民票の写しの交付を受ける場合は、200 円)	1 通をもって 1 件とする。
26	住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく公簿の閲覧	300 円	1 世帯 1 回をもって 1 件とする。
		1000 円	多量の場合は、1 人 1 時間をもって 1 件とし、1 時間を超えるごとに 1,000 円を加算する。
27	身分に関する証明	300 円	1 枚をもって 1 件とする。
28	印鑑に関する証明	300 円(民間事業者が設置する証明書の自動交付機能を	1 枚をもって 1 件とする。

	有する機器により 交付を受ける場合 は、200 円)	
29 埋火葬許可書等の写しの交付	300 円	1 枚をもって 1 件とする。
30 公簿又は図面の写しの交付	300 円	1 枚をもって 1 件とする。
31 公簿又は図面の閲覧	300 円	1 冊 1 回又は 1 枚 1 回をもって 1 件とする。
32 地籍図座標値一覧表の写しの交付	300 円	1 枚をもって 1 件とする。
33 行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定 (他の法令の規定において準用する場合を含む。)による写しの交付	10 円	用紙(日本産業規格 A 列 3 番以下に限 る。)にモノクロで 複写し、又は出力 したもの 1 枚をも って 1 件とする。 ただし、両面に複 写し、又は出力し たものについて は、片面ごとに 1 枚とする。
	20 円	用紙(日本産業規格 A 列 3 番以下に限 る。)にカラーで複 写し、又は出力し たもの 1 枚をもっ て 1 件とする。 ただし、両面に複 写し、又は出力し たものについて は、片面ごとに 1 枚とする。
34 その他の証明	300 円	

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。